

令和 6 年 第 3 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録		
開 催 年 月 日	令和 6 年 3 月 2 5 日 (月)	
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 2 時 0 0 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 3 時 5 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	1 1	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	1 2	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
1 0	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和6年第3回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和6年第3回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。 日程第3、議案第16号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第17号、農地法第5条の規定による許可の取消申出について。 日程第5、議案第18号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第6、議案第19号から議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第7、議案第25号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第8、議案第26号、農用地利用集積等促進計画の案について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から「なし」の声) それでは、梅澤功委員と中島英樹委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを報告いたします。
事務局	それでは報告第1号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページを御覧ください。 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定によります届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、転用する農地の面積が2アール(200㎡)未満であれば、農地転用の許可ではなく、農業委員会への届出で済むというものです。 それでは、報告第1号につきまして、御報告申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。報告内容については、議案書のとおりとなります。 本申請地には、昭和45年に建てた元養蚕ハウスだった農業用倉庫が、すでに建っておりますが、この農業用倉庫を建て替えようと思い、所有する農地について確認をしていたところ、農地法の手続が必要なことが判明したため、申請に至ったとのことです。 現在建っている元養蚕ハウスの農業用倉庫は平屋の115.7㎡の建物で、建替予定の農業用倉庫は平屋の84.59㎡と、今建っている建物よりも、少し小さくなる計画です。 なお、本議案の届出地は、令和6年2月26日開催の寄居町農業振興地域促進協議会で御審議をいただき、2月29日付けで、農振農用地の用途区分の変更、「軽微変更」の告示が済んでおります。 説明は以上です。
議長	報告事項ですので、ご了承願います。

事務局	続きまして、日程第 3、議案第 16 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 16 号について、事務局の説明を求めます。 議案書 2 ページを御覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 16 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内にある土地となります。 本申請地は、申請地の西側に隣接する〇〇番地の宅地とともに、2 筆で住宅の敷地として利用されている土地になります。 申請人は、〇〇番地にある住宅で生活しており、平成 30 年に亡くなった夫から本申請地を含めて相続しましたが、夫の生前から、本申請地を住宅敷地の一部として利用していたため、宅地であると思っていたとのことです。 しかし、この後に御審議を頂きます議案第 19 号の申請地を他人に譲り渡すこととなり、所有地について調査したところと、本申請地が農地であったことが判明し、この度の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、本申請は追認事案ではありますが、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。
石附委員	石附委員。 3 月 23 日に、坂本推進委員に現地を確認いたしました。第 3 種農地でありまして、周囲は住宅が隣接した地域であります。 調査項目として、申請地が宅地化することによる周辺農地への影響等を確認しましたが、問題ないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可の取消申出についてを議題といたします。 それでは、議案第 17 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、

	農地を農地以外の使用目的で転用を許可するものですが、その取消しにつきましては、許可を得た後に、その許可の取消を求めるものです。 それでは、議案第 17 号について御説明申し上げます。別冊の案内図を併せて御覧ください。 申請地は、都市計画法の用途区域内にある土地です。 申出者、譲受人は、住宅を建てるために、昭和 58 年に父親から本申出地を使用貸借する農地転用許可を受けておりましたが、身内の事情により、申出地の西にある実家の裏に自己用住宅を建てることになったため、本申出地については、転用許可を取っただけで、造成等を行うこともなく、現在に至っております。 その後、令和元年に、譲渡人であった父親が亡くなったことから、本申出地を譲受人が相続しています。 この度、自身の土地管理について整理し、昭和 58 年に得た転用許可については、今後、実行予定はないとのことで、許可の取消申出に至ったとのことです。 本許可の取消しにつきましては、現地の造成着手もなく、転用許可当時の譲受人が相続で取得しておりますので、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員はご意見をお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 23 日に栗原推進委員と現地の確認及び譲受人に面談を行いました。こちらの土地は昭和 58 年に転用許可を受けておりますが、譲渡人も亡くなっております。 現地については、背の高い草が、冬枯れの状態ですが、耕運を数回繰り返すことで、畑としての機能を復元できる状態でした。
議長	特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてですが、次の議案第 24 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてと関連がありますので、一括審議とすることにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは議案第 18 号及び議案第 24 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページと 6 ページを御覧ください。 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 また、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 18 号及び第 24 号につきまして、御説明申し上げます。

	別冊の案内図を併せて御覧ください。 議案第 18 号が、過去に農地転用許可を得てた〇〇番の農地の事業計画の変更承認を求める申請で、議案第 24 号が、新たに〇〇番の農地の第 5 条第 1 項の農地転用許可を得るための申請になります。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、他県に本社を置く、主に積層段ボールの製造販売を行う法人です。 譲受人の工場に隣接する〇〇番の農地につきましては、令和 4 年第 10 回総会で御審議をいただき、工場敷地とはフェンスで隔てた形の従業員駐車場敷地として、同年 12 月に転用許可を取得しておりますが、その後、隣接する〇〇番の土地も取得可能になったため、工場敷地の拡張地として、本申請地 2 筆を工場敷地内から利用できるよう、一体的に整備したいと考え、今回の事業計画の変更と転用許可申請に至ったとのことです。 なお、本申請地 2 筆は、工場の駐車場と緑地として利用する部分になります。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
矢那瀬推進委員	矢那瀬推進委員。 昨日、中島委員、小和瀬委員の 3 人で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおりでございまして、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは順に採決いたします。
議長	議案第 18 号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。
議長	次に議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 24 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 6、議案第 19 号から議案第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 19 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページを御覧ください。議案第 19 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、先ほど御審議を頂きました、議案第 16 号の北側隣接地で、都市計画法の用途区域内にある土地となります。 申請者、譲受人は、町内のアパートに夫婦で居住しておりますが、子ができ、アパートでは手狭になると考え、自己用住宅の建築を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。

議長 石附委員	なお、譲受人と譲渡人に親族関係はありません。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第1項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、問題ないものと考えます。 説明は以上でございます。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 石附委員。
	先ほどの16号議案と関連する内容ですが、譲受人には会うことができず、譲渡人に事情を伺ってまいりました。譲受人については、事務局の説明にあったとおり、借家では手狭だったところ、不動産屋を通して、申請地を紹介してもらったとのことでした。 譲渡人からは、申請地は長らく梅林だったそうですが、高齢になり管理が大変だったと伺いました。
議長	農地区分も第3種農地で、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第19号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第20号について、事務局の説明を求めます。
事務局 議長 新井委員 議長	それでは、議案第20号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。申請地は、都市計画法の用途区域内にある土地となります。 申請者、譲受人は、町内で不動産業を営む法人ですが、本申請地周辺が、公共下水道が整備されている等の状況を踏まえ、住宅地としての需要が見込めると考え、隣接する宅地5筆とともに譲り受けられることとなったことから、申請に至ったとのことでした。 本申請地と宅地5筆で合計776.44㎡で、譲受人の分譲計画区画数は3区画となっています。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 新井委員。 3月22日に現地を確認しました。現場確認時に、譲渡人のご親戚で、申請地と隣接する宅地の方から、境界の確認をしたことや、譲渡人の事情等を伺うことができました。 状況としては、事務局の説明のとおりでして、土地的にも問題はないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 他にご意見はございますか。

議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 21 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 21 号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、本申請地に近接する店舗で、車の販売・点検等を行う法人ですが、業務上、定期的に車両の買い上げが必要となるため、既存スペースでは、駐車しきれない状況で困っていたところ、令和 5 年 11 月総会で御審議をいただき、許可を受けた西隣の土地を整備する際に本申請地の譲渡人に相談したところ、快く申請地を貸してくれることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
新井委員	新井委員。 3 月 21 日に譲受人の店舗に事情を伺ってきました。代表は他市で勤務中とのことでした。 事情としては、前回の申請時点では、申請地は交渉中であったとのことで、話がまとまったため、申請したそうです。 前回の許可地については、既に整備・利用されておりましたが、現在も駐車場が不足している様子も見受けられました。 現地は保全管理がされており、少し低い土地ですが、問題のないものと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございますか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 22 号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、県内他町に本店を置く法人ですが、この法人が建物を建設したうえ所有し、県内他市に本店を置く法人が施設を借り受けて、運営していくというものになります。この施設を設置するための候補地を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 また、他法令等による手続の状況ですが、譲受人から施設を借り受ける法人は、埼玉県福

	祉部高齢者福祉課が、「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づき、開発や建築確認の申請前に手続を要するとしている「事前相談」を済ませており、建設予定施設の内容としましては、有料老人ホームの個室が 47 室に、デイサービスルームを併設するものとなっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 1 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。
坂本委員	坂本委員。
議長	何ら問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
	他にご意見はございませんか。
	(委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長 事務局	全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 23 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 23 号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内で不動産業を営む法人ですが、本申請地の近くには小中学校があり、周辺環境が住宅用地に適していると考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本申請地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外で許可となるものとされております。 その他、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、全て問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
栗原推進委員	栗原推進委員。
	23 日に吉田委員と現地を確認してまいりました。現地は耕運され、適正管理されております。譲受人にも事情を伺いましたが、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第 23 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 7、議案第 25 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 25 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 7 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案第 25 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全 8 筆で、合計面積が 10,580 m²です。農地の内訳は、すべて畑となっております。 整理番号 1 番と 2 番の新設定 2 筆について御説明いたします。 1 番の借受人は、新規就農希望者で、農作業の手伝いをしながら、就農地を探していたところ、居住地に近いところの農地が空いていたため、借りることができないかとの相談が当事務局にあり、地権者とお繋ぎをした結果、貸借できることになったものです。アガベやハーブ、自家用野菜の栽培に取り組むとのことです。 次の 2 番の借受人も、新規就農希望者で、現在は農業には携わっておりませんが、農業に取り組んでみたいとのことで、自身で借りられる農地をさがし、今回の申出となったものです。ジャガイモ、トマト、ニンジンなどの露地野菜全般に取り組むとのことです。 なお、6 番から 8 番の 3 筆は、次の議案第 26 号で御審議を頂きます、農地中間管理事業による貸借のものです。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 25 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 続きまして、日程第 8、議案第 26 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 26 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 8 ページをご覧ください。議案第 26 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。 次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けたその農地を、借受希望者に転貸することを

	定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。 今回、転貸する農地 3 筆は、先ほど御審議頂きました議案第 25 号の整理番号 6 番から 8 番の農地になります。借受者は 1 名で、議案書のとおりです。 農地の位置は、9 ページの審議用資料図面を御覧ください。男衾小学校東から今市塚田道と関越自動車道の間までに亘ります、いわゆる塚田の農地になります。黒丸の中の赤線で囲んだ農地 3 筆が、今回、転貸する農地になります。 この資料を御覧頂きますと、この借受者が借りている農地が水色のところになります。 この借受者が、赤浜地内の農地を多く借受けていることがお分かり頂けると思います。 今回の農地の配分に当たりましては、戸屋委員が地権者と借受者とお繋ぎ頂いたものになります。 なお、この借受者は、これで、塚田と下耕地で合わせて 115,508 m²を借り受けることになります。 当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合のその後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることになります。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。
新井委員	新井委員。
議長	借受人が法人の〇〇ですが、実際の耕作はどのような方が作業しているのでしょうか。
事務局	事務局。
	新井委員の御質問に回答いたします。
議長	法人の〇〇については、農業部門の社員がおり、その社員が実際に耕作しております。
	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 26 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第 26 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、なにかありましたら、お願いします。
梅澤委員	梅澤委員。
	下耕地地区で、農地中間管理機構を通じて、農地を借りた法人がありますが、一度も耕作していない状況です。この件について、町は事情を承知しておりますでしょうか。
議長	事務局。
事務局	梅澤委員の御質問にお答えいたします。
	事情は承知しておりますが、賃料も納めているそうですが、作付けしていない状況とのことで、不十分かもしれませんが、管理はしているとの情報は受けており、埼玉県農林公社を通じて、適切に耕作するよう、町から要望をしております。
議長	梅澤委員。
梅澤委員	町は見回りをしないのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	町でも農地の見回りはしておりますが、委員の皆様ほど、現場に精通していないところも

議長 石附委員	ございますので、お気づきの際には、ぜひ情報提供を頂ければと存じます。 他にご意見はございますか。 石附委員。
議長 事務局長	前回、説明を頂いた地域計画についてですが、総会後に配布された「実質化された人農地プラン」の調査資料の件ですが、これをベースに地域計画の策定を進めるということでしょうか。 地域計画のガイドラインを見ると、策定地域は都市部以外すべてを対象とされていますが、前回の説明はそのような計画でなかったように思えました。 私が暮らす末野地区については、除外されているというように受け取りました。そういう理解でよいでしょうか。
議長 石附委員	事務局長。 御質問にお答えさせていただきます。 地域計画については、現在、利用されている農地、それから、農地を管理されている方については、5年、10年先についても維持できるのか、そして、皆様にお示しさせて頂いた担い手の皆様の協力を得て、農地を維持できるのか、現在、耕作されている方も、この先、難しいこととなった場合には、どなたが耕作して頂けるのか、それらの事項を現時点で全て、決めるのではなくて、耕作できる農地は引き続き利用ができるのかを皆様で確認したりですとか、そうでないところについても、維持できる方法を考えた上で、作られるものが地域計画となります。 国は、農用地として指定されている農地については、すべて対象農地として取り組んでくださいということとなっていますが、除外という点に誤解があるようなのですが、地域計画を作らなくてよいということではなく、現時点で決定ができる地区について、まずは策定していく、その他の地区についても、引き続き、継続して農地を守る方法を考えていくということで、徐々に計画を作りあげていくという御理解でお願いしたいと存じます。
議長 事務局長	石附委員。 現在は農用地から策定を進めるということで、その他については様子を見るということですね。 前回の人農地プランのアンケート結果を見ますと、どの地域についても、今後も遊休農地化が進む地区である可能性があると思います。 したがって、農用地かどうかという点でなくて、現実で考えなくては、解決になりませんし、耕作意欲のある担い手も僅かにですがいると思いますので、地域計画外の場所についても、なにかお考えがあるかどうか教えてください。
議長 事務局長	事務局長。 御質問にお答えいたします。 御質問については、西部地区に限らず、町内全域に関係する内容かと存じます。 例えば、本日配布している資料では、農地中間管理事業にて、現在耕作されている方の農地に色がついておりますが、色のついていない農地について、どなたかに貸したいなどの地域の意見を拾い上げて、地域計画に埋め込んでいくというかたちになります。 また、現在の農政の助成制度の中では、地域計画の策定がされていない農地については、制度利用ができないなどという状況も想定されているようですので、まずは、現在、耕作されている農地は引き続き利用ができるのか、難しい場合には、地域以外の担い手に耕作して

	頂ける可能性があるのか、行政と地域の皆様との話し合いの中でプランニングしていくものでございます。 前回も担当者より御説明させていただいておりますが、当初より完璧な計画を建てるため、御協力をお願いしたいとは考えておりません。 まずは地域の実情を皆様と共有しまして、最適なプランを考えていきたいと思っておりますので、地域の皆様との場でも今回のような御意見を発していただき、皆様方と計画を練ってまいりたいと考えております。
議長 石附委員	石附委員。 前回も同様の説明を頂いておりますが、第1歩はどうするのでしょうか。アンケートも取らないとのことであれば、どうするのかわかりません。
議長 事務局長	事務局長。 御質問にお答えいたします。 前回の御説明のとおり、こちらから改めて地域の皆様にアンケートを取るということは予定しておりませんが、令和2年度に行った、農地所有者様へのアンケート結果を基礎資料として活用し、その後に変更となった部分等については、話し合いの中で、徐々に埋めていくというかたちの予定でございます。
議長 石附委員	石附委員。 農用地以外の土地については、このままだと遊休化が進むと思います。行政は一生懸命やっていると云われますが、現場に対してどのように説明するのかわかりません。 地権者も地域計画について承知していないでしょうし、具体的に示していかないと動いていけないと思います。
議長 事務局長	事務局長。 御質問に回答いたします。 皆様に御協力をお願いをしております、地域での話し合いの場ですが、町、埼玉県の農政担当者とともに行政側で設定させて頂ければと存じます。 地域の皆様からの御意見もその場で出てくると想定されますので、それぞれの地域で複数回の話し合いの上で、作り上げるものと思っておりますので、1度ですべての情報を共有することは難しいところもございますから、計画策定に向けたスケジュールについても、行政側で考えてまいりたいと存じます。
議長 石附委員	石附委員。 来年3月までに策定するという事になっていますが、農用地からまずは始めるということと理解しました。準備をしているとのことであれば、引き続き進めて頂ければと思います。
議長 事務局長	事務局長。 それでは、年度が改まりましたら、地域ごとに話し合いの場を設けさせて頂きたいと存じますので、その節は地域の情報の提供等、御協力を頂ければと存じます。
議長	他になにかございますか。 (委員から「なし」の声)
議長 事務局長	事務局から何かありますか。 事務局から1点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、4月26日、金曜日の午後1時30分からでお願いしたいと存じます。繰り返しご案内申し上げます。

議長 事務局長	4月26日、金曜日の午後1時30分から総会をお願いいたします。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。 なお、令和6年度総会の1年間の予定表については、第4回総会時に配布いたしますので、ご了承をお願いいたします。 それでは、他に無いようですので、令和6年第3回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立、礼、着席の発声)
-----------------------	---

署名委員の決定について議長指名により

梅澤 功 委員 中島 英樹 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年3月25日

議 長

室 岡 重 雄

委 員

梅 澤 功

委 員

中 島 英 樹